

国立研究開発法人日本医療研究開発機構に関する評価軸等について（第1期）（案）

下線部は改正部分

中長期目標（第1期）（案）	評価軸（案）	指標（関連する評価指標、モニタリング指標等）（案）
<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上 （1）AMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等 ①～⑥（略） ⑦ 基金等政府出資を活用した中長期的な産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等</p> <p>政府出資を活用し、革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けて、産学官が連携して取り組む研究開発及びその環境の整備を促進する。</p> <p>当該事業を進めるに当たっては、実用化が困難な革新的医薬品・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、研究開発に係る事業計画・事業目標を含む事業採択のための審査、事業の進捗状況の確認や進捗過程における課題の相談、事業終了時の事業目標等の達成状況等の評価など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築する。また、その進捗状況については、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「所管府省」という。）に適宜報告するとともに、所管府省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。</p>	<p>・実用化が困難な革新的新薬・医療機器等の実用化開発の不確実性を踏まえ、採択のための審査（事業計画・事業目標の審査を含む）、進捗確認や課題の相談、終了時の目標達成状況等の評価（判断基準の策定を含む）など、政府出資を活用して研究開発等を支援するために必要な実施体制を構築しているか。</p> <p>・フェーズに応じた適切な研究マネジメントを行っているか。</p> <p>・AMEDの取組状況や事業の進捗状況について、所管府省に適宜報告をしているか。改善を求められた場合は、これに適切に対応しているか。</p> <p><u>・国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。</u></p>	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択のための審査に係る取組状況（事業計画・事業目標の審査状況、審査・管理委員会（仮称）の設置状況を含む） ・AMEDの取組・事業の進捗や課題の相談に対する対応等の状況 ・終了時の評価に係る取組状況（判断基準の策定状況を含む） ・上記の内容についての所管府省への適時適切な報告 <p><u>・基金の設置及び研究開発を推進する体制整備の進捗状況</u></p> <p>（モニタリング指標）</p>

中長期目標（第1期）（案）	評価軸（案）	指標（関連する評価指標、モニタリング指標等）（案）
<p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設ける。これを活用して同項に規定する特定公募型研究開発業務として、健康・医療戦略推進本部が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にならない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進するほか、産学官共同による研究開発を推進する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・応募件数及び採択件数 ・事業に参画している研究者延べ人数 ・PMDAへの薬事戦略相談を行った研究開発課題数 ・委託金回収率（終了した事業の委託金の回収額／終了した事業の委託金支出額） ・<u>関係規定の整備状況</u>